

## 被告訴・被告発人目録

|    |       |  |
|----|-------|--|
| 1  | 勝俣恒久  | 東京電力株式会社 取締役 会長  |
| 2  | 敵紀男   | 東京電力株式会社 取締役副社長<br>福島原子力被災者支援対策本部兼原子力・立地本部副部長  |
| 3  | 西澤俊夫  | 東京電力株式会社 取締役社長   |
| 4  | 相澤善吾  | 東京電力株式会社 取締役副社長<br>原子力・立地本部副部長   |
| 5  | 森明生   | 東京電力株式会社 常務取締役<br>原子力・立地本部長兼福島第一安定化センター所長  |
| 6  | 清水正孝  | 東京電力株式会社 前・取締役社長   |
| 7  | 藤原万喜夫 | 東京電力株式会社 常任監査役・監査役会会長  |
| 8  | 武藤栄   | 東京電力株式会社 前・取締役副社長 原子力・立地本部長  |
| 9  | 武黒一郎  | 東京電力株式会社 元・取締役副社長 原子力・立地本部長  |
| 10 | 田村滋美  | 東京電力株式会社 元・取締役会長倫理担当   |
| 11 | 服部拓也  | 東京電力株式会社 元・取締役副社長  |
| 12 | 南直哉   | 東京電力株式会社 元・取締役社長・電気事業連合会会長   |
| 13 | 荒木浩   | 東京電力株式会社 元・取締役会長倫理担当   |
| 14 | 榎本聡明  | 東京電力株式会社 元・取締役副社長 原子力本部長   |
| 15 | 吉田昌郎  | 東京電力株式会社 元・原子力設備管理部長 前・第一原発所長  |
| 16 | 班目春樹  | 原子力安全委員会委員長  |
| 17 | 久木田豊  | 同委員長代理   |
| 18 | 久住静代  | 同委員  |
| 19 | 小山田修  | 同委員  |
| 20 | 代谷誠治  | 同委員  |
| 21 | 鈴木篤之  | 前・同委員会委員長（現・日本原子力研究開発機構理事長）  |
| 22 | 寺坂信昭  | 原子力安全・保安院長   |
| 23 | 松永和夫  | 元・同院長（現・経済産業省事務次官）   |
| 24 | 広瀬研吉  | 元・同院長（現・内閣参与）  |
| 25 | 衣笠善博  | 東京工業大学名誉教授<br>（総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会副会長、構造設計小委員会 地震・津波・地質・地盤合同WGサブグループ「グループA」主査、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会副会長、構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG委員） |
| 26 | 近藤駿介  | 原子力委員会委員長  |
| 27 | 板東久美子 | 前・文部科学省生涯学習政策局長（現・同省高等教育局長）  |
| 28 | 山中伸一  | 前・文部科学省初等中等教育局長（現・文部科学審議官）   |
| 29 | 合田隆史  | 前・文部科学省科学技術政策局長（現・同省生涯学習政策局長）  |
| 30 | 布村幸彦  | 前・文部科学省スポーツ・青少年局長（現・同省初等中等教育局長）  |
| 31 | 山下俊一  | 福島県放射線健康リスク管理アドバイザー（福島県立医科大学副学長、日本甲狀腺学会理事長）  |
| 32 | 神谷研二  | 福島県放射線健康リスク管理アドバイザー<br>（福島県立医科大学副学長、広島大学原爆放射線医学研究所長）   |
| 33 | 高村昇   | 福島県放射線健康リスク管理アドバイザー<br>（長崎大学大学院医薬学総合研究科教授）   |

## ■事務局本部(福島)の連絡先

〒963-4316 福島県田村市船引町芦沢字小倉140-1  
 武藤方 「福島原発訴訟団」  
 TEL 080-5739-7279  
 TEL 0242-85-8006  
 E-mail info@1fkokuso.org

福島原発訴訟団ブログ  
<http://kokuso-fukusimagenpatu.blogspot.jp/>

## 福島原発訴訟団会則(抜粋)

### 1、名称

この団本の名称は、福島原発訴訟団といたします。

### 2、目的

この団体は、東京電力福島第一原子力発電所の事故により被害を受けた住民で構成し、原発事故を起こし、被害を拡大した東京電力株式会社及び国の原子力委員会、原子力安全委員会、経済産業省原子力安全・保安院等の責任者を刑事告訴することを目的とします。

### 3、活動

この団体は、上記の目的を達成するために、次の活動を行います。

- 1) 東京電力の役員を筆頭に、原子力行政に携わり、原子力発電の危険性を放置し、原発事故の被害を拡大した関係者を特定します。
- 2) 1) で特定された人物について告訴状を作成します。
- 3) 広く告訴人を募り、集団で刑事告訴を行います。

### 4、会費

この団体の会費は、個人一口1,000円とし、各自一口以上とします。

### ☆告訴人の個人情報について

告訴状は福島地方検察庁に提出します。告訴人の個人情報が、検察から被告訴人や他省庁などへ提供されることはありません。

## 会費・カンパ入金先

振替口座記号番号 00190-6-570373

加入者名 「福島原発訴訟団・関東」  
 （フクシマガンバツコクソダン カントウ）

## 福島原発訴訟団・関東の連絡先

〒167-0032 東京都杉並区天沼 3-31-35 柏木店舗2階  
 TEL 080-4151-0630

E-mail kokusodan.kanto@gmail.com

福島原発訴訟団・関東 HP

<http://dainiji-fukusimagenpatsu-kokusodan.blogspot.jp/>

フェイスブック

<http://www.facebook.com/dainijikokusodan>

# 福島原発事故の責任をただす!



3.11 原発震災から一年以上が経ちました。  
 今なお、私たちは心休まる時がありません。

この間、東京電力は悲惨な事故を引き起こし、多大なる損害を与えた企業としての責任をどれだけ果たしてきたのでしょうか？  
 どうして、これほどの事故を起こしながら、検察による取り調べがないのでしょうか？  
 疑問と怒りが、胸の奥からわき上がってきます。

みなさん。

東電、そして原発推進政策をすすめてきた国を、私たちの手で告訴・告発しませんか。  
 私たちの手で告訴・告発しませんか。  
 きちんと責任をとってもらうために、  
 検察に捜査するよう要求しませんか。  
 自分たちの人権と命を守るために、  
 一人ひとりがこの被害を訴えましょう。

# 福島原発訴訟団・関東

## ■ 告訴とは？

### Q. 告訴とは何ですか？

犯罪の被害者が捜査機関に対して、自ら犯罪事実を申告し、犯人の刑事処罰を求める意思表示です。「きちんと捜査し処罰してもらいたい」意思表示するもので、民事裁判による損害賠償請求ではありません。

### Q. 告発とは何ですか？

被害者でも犯人でもない第三者が、捜査機関に犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示のこと。

### Q. 被害届けとは違うのですか？

被害届けは、被害の事実は申告しますが、犯人の処罰を求める意思表示は含みません。被害届けでは、捜査機関が捜査をする義務は発生しません。

### Q. 裁判をするのですか？

告訴・告発は、自分たちが原告となって民事裁判を起こす（訴訟を提起する）ことではありません。

### Q. 福島県民でなくても告訴できますか？

福島原発事故の被害者は福島県民にとどまりません。被害を受けた者であれば誰でも告訴できます。自身が被害者ではない場合は告発します。

### Q. 誰を告訴・告発するのですか？

東京電力の取締役や、原子力行政に携わってきた原子力安全・保安院や原子力安全委員会の専門家などを告訴・告発します。

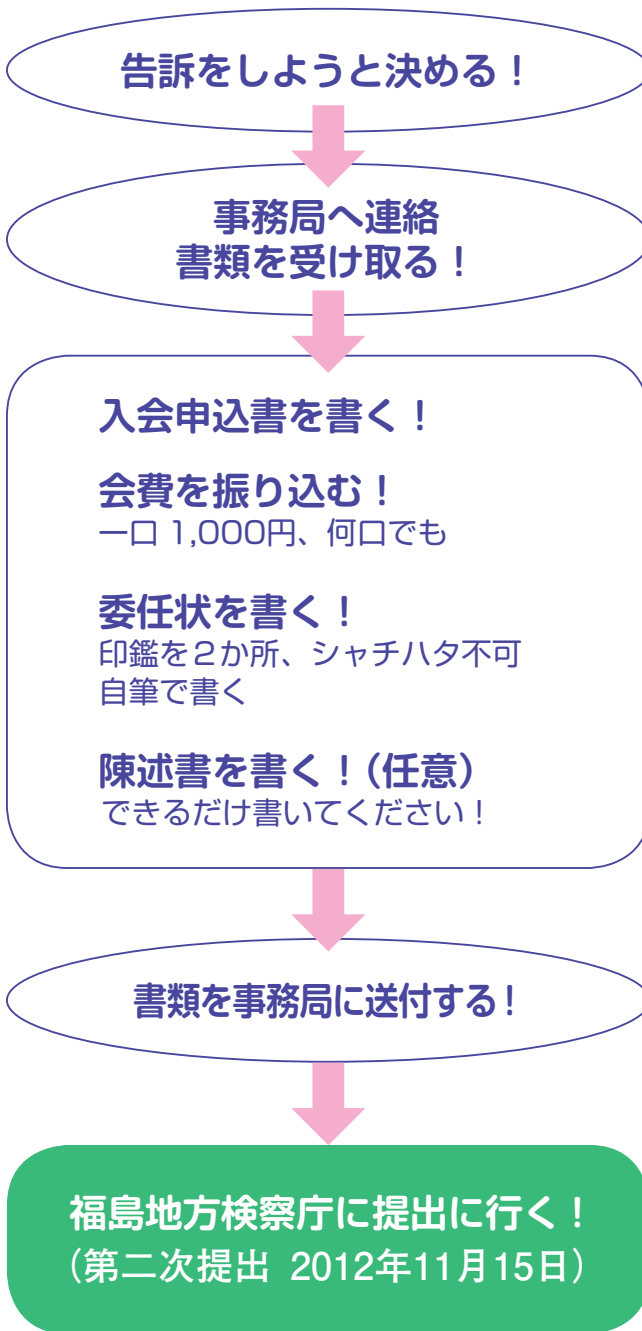
### Q. どのような罪を問いますか？

事故を発生させた責任と、被害を拡大させた責任を問います。「業務上過失致死傷罪」や「公害犯罪処罰法」などに該当すると考えます。

### Q. 参加するにはお金が必要ですか？

告訴団に参加される方は、お一人一口（1,000円）の会費の納入をお願いします。何口でも歓迎です。

## ■ 告訴団入会の流れ



## ■ 告訴・告発とその後の流れ

